

2025年5月27日

在日米海軍法務部長 フリン中佐 殿

(米海軍横須賀基地法律顧問 中尾伶様)

伊藤■■・■■代理人 弁護士 呉東 正彦

同 中村 晋輔

要 請 書

昨年9月18日夜に横須賀市小川町の国道16号線上で発生した米兵の運転する自動車の右折禁止違反によって、バイクを運転して通勤途上の会社員伊藤翼さん(22歳)が死亡した過失運転致死被告事件につき、本日、横浜地方裁判所横須賀支部(片多康裁判官)は、米海軍横須賀基地内居住、第7艦隊旗艦ブリーリッチ乗組員の被告人ジェイデン・エドウィン・ヤノス(22歳)氏に対して、禁固1年6月、執行猶予4年との有罪判決を言い渡しました。

本件の22歳の前途ある青年の死亡という結果の重大性、右折禁止違反の右折という過失の重大性、被告人には十分な反省の態度も、被害者への賠償もないこと、被告人に実刑による償いと反省を求めるという遺族ご両親の意見にも係わらず、執行猶予付判決が出されてしまったことは極めて遺憾です。

本件裁判で在日米海軍法務部長より提出された弁第3号証には、『米国の方針としては仮に執行猶予付有罪判決が言渡され、それが受入国の法律に基づき確定した場合には、被告人を受入国から米国本土へ移送することを迅速に検討することになっています。』と記載されています。これでは被告人はすぐ帰国してしまって真摯な反省の場が全く与えないとともに、被害者遺族からの損害賠償請求の履行確保も極めて困難となってしまいます。

そこで本件被害者遺族及び弁護団は、在日米海軍司令部に対し、以下を強く求めます。

- 1、同氏が被害者らに十分に謝罪し、民事裁判等によってその損害を完全に賠償するまでは、被告人を米国本土へ移送せず、日本国外に出国させないこと、
- 2、同種の米兵運転自動車による重大な交通事故が横須賀市内で続発している現状を踏まえ、二度と同様の米兵の乱暴な運転による犠牲者が発生しないよう、別紙要請書に記載した再発防止対策を、日本側の関係機関とも協議しつつ、速やかに実施すること。
- 3、本件裁判で明らかとなった、被告人が任意保険に人的被害3000万円の限度額でしか加入していない状況の下、民事裁判の判決額に達しない可能性が大きいので、日米地位協定18条6項による見舞金制度によって、速やかに被害の完全な回復を図ること。

上記については速やかにご回答いただき、実行されますよう、要請いたします。